

議第107号

平成30年度山形県一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度山形県一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第20号

平成30年度山形県一般会計補正予算（第7号）

平成30年度山形県の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ303,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ613,688,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	111,300,000		111,300,000
	1 県民税	36,928,000		36,928,000
	2 事業税	22,268,000		22,268,000
	3 地方消費税	20,898,000		20,898,000
	4 不動産取得税	2,187,000		2,187,000
	5 県たばこ税	1,039,000		1,039,000
	6 ゴルフ場利用税	117,000		117,000
	7 自動車取得税	1,944,000		1,944,000
	8 軽油引取税	9,676,000		9,676,000
	9 自動車税	16,094,000		16,094,000
	10 鉱区税	2,000		2,000
	11 狩猟税	3,000		3,000
	12 産業廃棄物税	144,000		144,000
2 地方消費税清算金		43,191,000		43,191,000
	1 地方消費税清算金	43,191,000		43,191,000
3 地方譲与税		21,015,000	286,656	21,301,656
	1 地方法人特別譲与税	18,000,000	186,282	18,186,282
	2 地方揮発油譲与税	2,800,000	97,043	2,897,043
	3 石油ガス譲与税	175,000	△ 114	174,886

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 航空機燃料譲与税	40,000	3,445	43,445
4 地方特例交付金		454,231		454,231
	1 地方特例交付金	454,231		454,231
5 地方交付税		174,481,465	1,221,386	175,702,851
	1 地方交付税	174,481,465	1,221,386	175,702,851
6 交通安全対策特別交付金		410,000	△ 18,100	391,900
	1 交通安全対策特別交付金	410,000	△ 18,100	391,900
7 分担金及び負担金		3,705,169		3,705,169
	1 分担金	2,723,916		2,723,916
	2 負担金	981,253		981,253
8 使用料及び手数料		7,106,704		7,106,704
	1 使用料	5,019,654		5,019,654
	2 手数料	21,654		21,654
	3 県証紙収入	2,065,396		2,065,396
9 国庫支出金		80,146,312	△ 58,600	80,087,712
	1 国庫負担金	29,828,803		29,828,803
	2 国庫補助金	49,708,884	△ 58,600	49,650,284
	3 委託金	608,625		608,625
10 財産収入		5,768,586		5,768,586
	1 財産運用収入	447,778		447,778

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 財産売却収入	5,320,808		5,320,808
11 寄附金		362,065		362,065
	1 寄附金	362,065		362,065
12 繰入金		8,108,647	△ 1,726,000	6,382,647
	1 特別会計繰入金	1,089,807		1,089,807
	2 基金繰入金	5,618,840	△ 1,726,000	3,892,840
	3 公営企業繰入金	1,400,000		1,400,000
13 繰越金		4,455,396		4,455,396
	1 繰越金	4,455,396		4,455,396
14 諸収入		60,728,725	△ 8,342	60,720,383
	1 延滞金、加算金及び過料等	97,398		97,398
	2 県預金利子	8,241		8,241
	3 公営企業貸付金元利収入	9,000,000		9,000,000
	4 貸付金元利収入	43,344,792		43,344,792
	5 受託事業収入	672,331		672,331
	6 収益事業収入	1,927,039	△ 8,342	1,918,697
	8 雑収入	5,678,924		5,678,924
15 県債		92,757,700		92,757,700
	1 県債	92,757,700		92,757,700
歳入合計		613,991,000	△ 303,000	613,688,000

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,128,169		1,128,169
	1 議会費	1,128,169		1,128,169
2 総務費		42,514,426	△ 126,790	42,387,636
	1 総務管理費	20,535,694	△ 126,790	20,408,904
	2 企画費	15,116,314		15,116,314
	3 徴税費	4,426,736		4,426,736
	4 市町村振興費	808,985		808,985
	5 選挙費	145,885		145,885
	6 防災費	887,362		887,362
	7 統計調査費	335,626		335,626
	8 人事委員会費	123,467		123,467
	9 監査委員費	134,357		134,357
3 民生費		75,068,018		75,068,018
	1 社会福祉費	55,119,428		55,119,428
	2 児童福祉費	17,908,444		17,908,444
	3 生活保護費	1,956,997		1,956,997
	4 災害救助費	83,149		83,149
4 衛生費		20,922,846		20,922,846
	1 公衆衛生費	2,728,471		2,728,471
	2 環境衛生費	3,171,134		3,171,134

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,635,111		1,635,111
	4 医薬費	13,388,130		13,388,130
5 労働費		2,358,773		2,358,773
	1 労政費	1,164,306		1,164,306
	2 職業訓練費	696,713		696,713
	3 失業対策費	428,849		428,849
	4 労働委員会費	68,905		68,905
6 農林水産業費		48,740,422		48,740,422
	1 農業費	11,311,793		11,311,793
	2 畜産業費	4,062,495		4,062,495
	3 農地費	24,812,909		24,812,909
	4 林業費	6,719,257		6,719,257
	5 水産業費	1,833,968		1,833,968
7 商工費		48,492,622		48,492,622
	1 商業費	40,988,978		40,988,978
	2 工鉱業費	5,999,794		5,999,794
	3 観光費	1,503,850		1,503,850
8 土木費		76,808,223	△ 25,279	76,782,944
	1 土木管理費	3,082,797		3,082,797
	2 道路橋りょう費	43,479,566	△ 8,196	43,471,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	19,222,813		19,222,813
	4 港湾費	2,847,518	△ 17,083	2,830,435
	5 都市計画費	6,611,195		6,611,195
	6 住宅費	1,564,334		1,564,334
9 警察費		25,749,899	△ 12,758	25,737,141
	1 警察管理費	24,093,551	△ 12,758	24,080,793
	2 警察活動費	1,656,348		1,656,348
10 教育費		116,211,781	△ 138,173	116,073,608
	1 教育総務費	11,518,845	△ 20,569	11,498,276
	2 小学校費	40,336,623	16,092	40,352,715
	3 中学校費	23,311,909	△ 64,959	23,246,950
	4 高等学校費	28,079,791	△ 42,442	28,037,349
	5 特別支援学校費	9,695,688	△ 26,295	9,669,393
	6 大学費	1,281,864		1,281,864
	7 社会教育費	1,218,994		1,218,994
	8 保健体育費	768,067		768,067
11 災害復旧費		11,296,854		11,296,854
	1 農林水産施設災害復旧費	1,081,610		1,081,610
	2 公共土木施設災害復旧費	10,215,244		10,215,244
12 公債費		90,396,030		90,396,030

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	90,396,030		90,396,030
13 諸支出金		54,252,937		54,252,937
	2 公営企業貸付金	9,800,000		9,800,000
	3 地方消費税清算金	20,645,430		20,645,430
	4 利子割交付金	223,816		223,816
	5 配当割交付金	279,497		279,497
	6 株式等譲渡所得割交付金	240,406		240,406
	7 地方消費税交付金	21,690,300		21,690,300
	8 ゴルフ場利用税交付金	82,631		82,631
	10 自動車取得税交付金	1,290,357		1,290,357
	11 利子割精算金	500		500
14 予備費		50,000		50,000
	1 予備費	50,000		50,000
歳出合計		613,991,000	△ 303,000	613,688,000

# 平成30年度一般会計補正予算に 関する説明書

# 目 次

一 一般会計歳入歳出補正予算（第7号）事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

一 一般会計歳入歳出補正予算(第7号)事項別明細書

# 1 総括

## (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	111,300,000		111,300,000
2 地方消費税清算金	43,191,000		43,191,000
3 地方譲与税	21,015,000	286,656	21,301,656
4 地方特例交付金	454,231		454,231
5 地方交付税	174,481,465	1,221,386	175,702,851
6 交通安全対策特別交付金	410,000	△ 18,100	391,900
7 分担金及び負担金	3,705,169		3,705,169
8 使用料及び手数料	7,106,704		7,106,704
9 国庫支出金	80,146,312	△ 58,600	80,087,712
10 財産収入	5,768,586		5,768,586
11 寄附金	362,065		362,065
12 繰入金	8,108,647	△ 1,726,000	6,382,647
13 繰越金	4,455,396		4,455,396

款	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入	60,728,725	△ 8,342	60,720,383
15 県 債	92,757,700		92,757,700
歳 入 合 計	613,991,000	△ 303,000	613,688,000

# (歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,128,169		1,128,169				
2 総務費	42,514,426	△ 126,790	42,387,636				△ 126,790
3 民生費	75,068,018		75,068,018				
4 衛生費	20,922,846		20,922,846				
5 労働費	2,358,773		2,358,773				
6 農林水産業費	48,740,422		48,740,422				
7 商工費	48,492,622		48,492,622				
8 土木費	76,808,223	△ 25,279	76,782,944	△ 58,600			33,321
9 警察費	25,749,899	△ 12,758	25,737,141				△ 12,758
10 教育費	116,211,781	△ 138,173	116,073,608				△ 138,173
11 災害復旧費	11,296,854		11,296,854				
12 公債費	90,396,030		90,396,030				

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
13 諸支出金	54,252,937		54,252,937				
14 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	613,991,000	△ 303,000	613,688,000	△ 58,600			△ 244,400

2 歳

入

第3款 地 方 譲 与 税 第1項 地 方 法 人 特 別 譲 与 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方法人特別譲与税	18,000,000	186,282	18,186,282	地方法人特別譲与税	186,282	
計	18,000,000	186,282	18,186,282			

第3款 地 方 譲 与 税 第2項 地 方 揮 発 油 譲 与 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	2,800,000	97,043	2,897,043	地方揮発油譲与税	97,043	
計	2,800,000	97,043	2,897,043			

第3款 地 方 譲 与 税 第3項 石 油 ガ ス 譲 与 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 石油ガス譲与税	175,000	△ 114	174,886	石油ガス譲与税	△ 114	
計	175,000	△ 114	174,886			

第3款 地方譲与税 第5項 航空機燃料譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 航空機燃料譲与税	40,000	3,445	43,445	航空機燃料譲与税	3,445	
計	40,000	3,445	43,445			

第5款 地方交付税 第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	174,481,465	1,221,386	175,702,851	地方交付税	1,221,386	
計	174,481,465	1,221,386	175,702,851			

第6款 交通安全対策特別交付金 第1項 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	410,000	△ 18,100	391,900	交通安全対策特別交付金	△ 18,100	
計	410,000	△ 18,100	391,900			

第9款 国庫支出金 第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 土木費国庫補助金	20,571,374	△ 58,600	20,512,774	道路除雪費補助	886,000	
				社会資本整備総合交付金	△ 944,600	
計	49,708,884	△ 58,600	49,650,284			

第12款 繰入金 第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	5,618,840	△ 1,726,000	3,892,840	財政調整基金繰入金	△ 1,726,000	
計	5,618,840	△ 1,726,000	3,892,840			

第14款 諸収入 第6項 収益事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 宝くじ収入	1,927,039	△ 8,342	1,918,697	宝くじ収入	△ 8,342	
計	1,927,039	△ 8,342	1,918,697			

3 歳

出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 一般管理費	13,753,649	△ 126,790	13,626,859				△ 126,790	3 職員手当等	△ 126,790	退職手当
計	20,535,694	△ 126,790	20,408,904				△ 126,790			

第8款 土 木 費 第2項 道 路 橋 り よ う 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 道路橋りょう維持費	8,250,436	△ 8,196	8,242,240	△ 58,600			50,404	4 共済費	△ 9	
								11 需用費	12,426	一般需用費
								12 役務費	△ 279	
								13 委託料	△ 20,609	
								14 使用料及び賃借料	△ 1	
							19 負担金、補助及び交付金	276	消雪施設管理費負担金 276 石綿健康被害救済制度負担金 △ 1 児童手当負担金 1	
計	43,479,566	△ 8,196	43,471,370	△ 58,600			50,404			

第8款 土木費 第4項 港湾費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 港湾管理費	862,420	1,002	863,422				1,002	13 委託料	1,002	
3 空港費	979,123	△ 18,085	961,038				△ 18,085	11 需用費	△ 7,977	一般需用費
								12 役員費	△ 145	
								13 委託料	△ 9,963	
計	2,847,518	△ 17,083	2,830,435				△ 17,083			

第9款 警察費 第1項 警察管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 警察本部費	22,465,877	△ 12,758	22,453,119				△ 12,758	3 職員手当等	△ 12,758	退職手当
計	24,093,551	△ 12,758	24,080,793				△ 12,758			

第10款 教 育 費 第1項 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
2 事務局費	3,769,948	△ 20,569	3,749,379				△ 20,569	3 職員手当等	△ 20,569	退職手当
計	11,518,845	△ 20,569	11,498,276				△ 20,569			

第10款 教 育 費 第2項 小 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教職員費	40,336,623	16,092	40,352,715				16,092	3 職員手当等	16,092	退職手当
計	40,336,623	16,092	40,352,715				16,092			

第10款 教 育 費 第3項 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教職員費	23,311,909	△ 64,959	23,246,950				△ 64,959	3 職員手当等	△ 64,959	退職手当
計	23,311,909	△ 64,959	23,246,950				△ 64,959			

第10款 教 育 費 第4項 高 等 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 高等学校総務費	21,984,777	△ 42,442	21,942,335				△ 42,442	3 職員手当等	△ 42,442	退職手当
計	28,079,791	△ 42,442	28,037,349				△ 42,442			

第10款 教 育 費 第5項 特 別 支 援 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 特別支援学校費	9,695,688	△ 26,295	9,669,393				△ 26,295	3 職員手当等	△ 26,295	退職手当
計	9,695,688	△ 26,295	9,669,393				△ 26,295			

## 議第108号

### 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

#### 提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴う山形県県税条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

平成31年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「ときは」を「ときは、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」に改め、同条第2項中「同項の」を「同項又は法第20条の5の2第2項の」に改める。

第34条の3第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同条第2項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「前項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第5条の4の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

附則第5条の5中「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「同条第1項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第5条の7中「第34条の3第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに」を「第34条の3第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同条第2項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に、「規則で定めるところ」を「施行令附則第4条の6第1項の規定」に改める。

附則第7条第1項中「第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「同号」を「第1号」に、「地方団体の長に」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）に」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第2項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第3項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第7条の2第1項中「第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金」に、「おいては」を「は」に改める。

附則第13条の9第2項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第14条の3第1項中「その他これに類するものとして規則で定めるもの」を削り、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）の施行の日の翌日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成33年3月31日まで」に改め、同条第3項、第4項及び第6項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2第1項中「第111条第1項の」を「第111条第2項に規定する」に改め、同条

第2項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条から附則第15条の2の2の5までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号中「。以下この条」を「。以下この条及び附則第15条の2の2の3第4項第5号」に改め、同号イ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ハ(イ) a 中「以降」を「（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降」に、「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3第4項第5号」に改め、同号ハ(イ) b 中「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3第4項第5号」に改め、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以

上であること。

附則第15条の2の2第5項中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ロ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第5項第2号イ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3第2項第4号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3第2項第4号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ロ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3第2項第4号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン

軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第7項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第26項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第27項」を「附則第4条の5第20項」に改める。

附則第15条の2の2の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を削り、同項第2号イ中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第2項第1号中「附則第15条の2の2第2項第1号」を「附則第15条の2の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2の2第4項第1号」を「附則第15条の2の2第4項」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項第3号中「附則第15条の2の2第4項第2号」を「附則第15条の2の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第15条の2の2第5項第2号ハ」を「附則第15条の2の2第5項第3号ハ」に改め、同条第4項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2の2第6項第1号」を「附則第15条の2の2第6項」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「附則第15条の2の2第6項第2号」を「附則第15条の2の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号イ中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第13項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第14項」に改め、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第12項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第4項に次の1号を加える。

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで施行規則附則第4条の6第15項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2の2の3第5項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第

2号イ中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第16項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の6第17項」に改め、同条第6項中「自動車(」を「自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「装置(以下この項から第12項まで」を「装置(以下この項から第11項まで」に、「平成31年3月31日(第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号及び第2号中「第12項」を「第11項」に改め、同項第3号中「以下この項から第13項まで」を「次項から第12項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第4条の6の2第16項」を「附則第4条の6の2第15項」に、「平成31年3月31日(第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に、「超え22トン」を「超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン」に、「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第16項」に、「平成31年3月31日(車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日)」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第4条の6の2第18項及び第19項」を「附則第4条の6の2第17項及び第18項」に改め、同項を同条第13項とする。

附則第15条の2の2の4中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第15条の3第1項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第1号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第2号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「次」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第1項」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)」に、「同条第10項」を「同条第3項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するものをいう。)

附則第15条の3第4項第4号中「エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条及び次条第1項において「エネルギー消費効率」という。))が施行規則附則第5条の2第5項に規定するエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)」に、「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に、「同条第12項」を「同条第7項」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に、「同条第13項」を「同条第9項」に改め、同項第5号中「乗用車」を「乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」に、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第10項」に、「平成21年軽油軽中量車基準」を「同法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものと

して定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	円 2,000	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500	17,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000	19,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000	22,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500	28,000
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	2,000	2,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500	3,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000	4,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000	5,500

	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000	6,500	
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500	7,500	
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500	9,000	
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500	10,500	
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額	
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた年額に1,000円を加算した額	最大積載量に応じた年額に1,300円を加算した額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に1,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,000円を加算した額
3 バス	(1) 一般乗合用のもの及び通学又は通園用のもの	乗車定員が30人以下のもの	3,000	3,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000	4,000
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500	4,500

		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000	5,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000	6,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500	6,500
		乗車定員が80人を超えるもの	7,500	7,500
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	7,000	8,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000	10,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500	12,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000	14,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000	16,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500	18,500
		乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000
4 三輪の小型自動車			1,500	1,500
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの		2,000	3,000
	普通自動車に属するもの		4,000	5,500
6 特種用途車	(1) 霊 <small>きゆう</small> 枢車	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2,000

(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
	小型自動車に属するもの	1,500	2,000
(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	6,500	
	小型自動車に属するもの	5,000	
	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの		6,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		7,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		8,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		12,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		18,000
	総排気量が6リットルを超えるもの		22,500

(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	2,500	3,000
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	5,000	6,500
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	7,500	10,500
		車両重量が15トンを超えるもの	10,000	13,500
	その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額		

附則第15条の3第4項を同条第2項とし、同条第5項中「附則第5条の2第15項」を「附則第5条の2第12項」に、「同条第16項」を「同条第13項」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	29,000

	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500	55,500
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	3,500	4,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500	6,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000	8,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500	13,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000	15,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000	17,500
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000	20,500
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,200円を加算した額
最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた年額に1,800円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,600円を加算した額

		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に2,300円を加算した額	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に4,000円を加算した額
3 バス	(1) 一般乗合用のもの及び通学又は通園用のもの	乗車定員が30人以下のもの	6,000	6,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500	7,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000	9,000
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000	10,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500	11,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000	13,000
		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	14,500
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	13,500	16,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000	20,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500

		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
4 三輪の小型自動車			2,500	3,000
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの		4,000	5,500
	普通自動車に属するもの		8,000	10,500
6 特種用途車	(1) 霊柩車 <small>きゆう</small>	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	13,000	
		小型自動車に属するもの	9,500	
		総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの		12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		14,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		16,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		18,000
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		20,500		

		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		23,500
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		27,000
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		31,000
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		35,500
		総排気量が6リットルを超えるもの		44,500
(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	4,500	6,000
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	9,500	13,000
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	15,000	20,500
		車両重量が15トンを超えるもの	19,500	26,500
	その他のもの			自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額

附則第15条の3第5項を同条第3項とする。

附則第15条の3の2第1項中「から第5項まで」を「又は第3項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削る。

附則第19条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「おいては」を「は」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第19条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「あつては」を「は」に改める。

附則第22条第1項の表中

附則第5条の4の2第2項	法附則第5条の4の2第2項	法附則第45条第1項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第2項
--------------	---------------	--------------------------------------

を削り、同条第2項中「又は第13条の2第1項から第6項まで」を「又は第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項まで」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同項の表中「第13条の2第1項から第6項まで」を「第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項まで」に改める。

附則第25条第1項中「第111条第1項の」を「第111条第2項に規定する」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の3の改正規定並びに附則第5条の5、第5条の7、第7条及び第7条の2第1項の改正規定並びに附則第3項、第4項及び第5項の規定は、同年6月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第7条の2第1項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第34条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第7条の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の3第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第34条の3第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第5条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第5条の7	規定する特例控除対象寄附金」	支出したものに限り。）」
	規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金	支出したものに限り。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金

	とする	と、「同項第1号」とあるのは「第34条の3第1項第1号」と、「限る。）」とあるのは「限り、同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする
附則第7条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付

- 5 新条例附則第7条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成31年6月1日以後に支出する新条例第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、県民税の所得割の納税義務者が同日から同年12月31日までの間に支出する新条例第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第7条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「を行う」とあるのは「又は山形県県税条例の一部を改正する条例（平成31年3月県条例第60号）による改正前のこの項に規定する申告特例の求めを行う」と、同条第3項中「法附則第7条第6項各号」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定により読み替えられた法附則第7条第6項各号」とし、県民税の所得割の納税義務者が同年1月1日から同年5月31日までの間に支出した改正前の第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金に係る改正前の附則第7条第3項の規定の適用については、同項中「法附則第7条第6項各号」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定により読み替えられた法附則第7条第6項各号」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 8 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年

度分までの自動車税については、なお従前の例による。